

# 王安石學派の興隆と衰退

——蔡下と秦檜——

井澤耕一

## はじめに

一つの學派の興廢は、學問の創始者は無論、その繼承者達がより多く輩出し、彼らが如何に力を盡くすかにかかっている。繼承者について筆者なりに定義を下すと、師が築いた思想體系を繼承し發展させた者と、師の學問を發展させるための體制作りに貢獻した者とに二分できると思われる。その觀點から王安石（一〇二一—一〇八六）の學問、いわゆる王學の繼承狀況を検討していくと、後者の立場から王學の國家的尊崇體制を構築した者として、蔡下（一〇五八—一一七）と秦檜（一〇九〇—一一五）を擧げることができよう。王學が興隆した要因として『尚書』『詩經』『周禮』の新解釋書である『三經新義』が科舉のテキストとして盛行し、王安石が孔子廟に配享されたことなどが擧げられようが、その裏で盡力したのがこの二人なのである。

さて王學の繼承について最も詳細なのは、清・全祖望（一七〇五—一七五五）補『宋元學案』卷九十八「荊公新學略」であろう。全氏はそこで王安石の「門人」として、

王安石學派の興隆と衰退

龔原、王無咎、晏防、陸佃、呂希哲、汪灝、鄭俠、蔡肇、陳祥道、  
許允正  
の十名を擧げ、さらに

呂惠卿、蔡京、蔡卞、林希、蹇序辰、楊畏  
の六名を「別附」している。「別附」された者の殆どが失脚しており、呂惠卿、蔡京、蔡卞が『宋史』で姦臣として扱われていることから考え合わせてみても、全祖望は彼らを「好ましからざる者」として別に附けたと思われる。また秦檜に至っては全く觸れられておらず、以上の點から『宋元學案』は蔡下と秦檜を王學の正統な繼承者として認定していなかつたことが理解できる。

蔡下は安石の女婿であり、後世、兄の蔡京（一〇四七—一一六）と共に姦臣として酷評されているが、「意を一にして婦公の王氏の爲す所を以て至當と爲す」（『宋史』姦臣傳）と評されるほどの王安石崇拜者であった。秦檜も南宋の姦臣として知られているが、高宗から「安石を尙ぶ」（『建炎以來鑿年要錄』卷百七十三、以下『要錄』）と評されたほど王安石に肩入れしていた。今日、歴史的評價は極めて低い兩者ではあるが、前述したように王學の繼承、發展という點からみれ

ば彼らの果たした役割は大きなものであったのではないだろうか。

そこで本稿では、『實錄』改訂、王安石の著述の普及、王安石の孔子廟配享の三點から、蔡下、秦檜が王學の興隆と衰退にいかに關わってきたのかを検證して、從來『宋元學案』などで述べられてきた王學の繼承關係を再検討し、さらに北宋から南宋にかけての王學の盛衰を明らかにしていこうと思ふ。<sup>(2)</sup>

### 一、蔡下による王安石尊崇體制の構築

蔡下的事跡を検證してみると、彼が目指したものは、その死後急落した王安石に対する評價を再上昇させ、國家的な王安石尊崇體制を構築し、王學を廣く普及させることにあつたように思われる。まず『神宗實錄』改訂から蔡下と王學との關連を考察してみよう。

#### (一) 『神宗實錄』改訂

蔡下、字は元度、は興化軍仙游（福建省）の人で、兄の蔡京と同年に科舉に及第している。彼は王安石の女婿として從學し、その繼承者の一人として頭角を現した。元豐年間、張璪の推薦により國子監直講となり、集賢校理、崇政殿說書も加えられた。そして起居舍人に拔擢され、同知諫院・侍御史などを歴任し、その後中書舍人兼侍講を拜し、給事中に進んだ。哲宗が即位すると禮部侍郎に遷り、遼に派遣され、歸國してからは龍圖閣待制として、江寧府ほか五州の知事に就任している。そして紹聖元年（一〇九四）『神宗實錄』改訂に着手し、王安石尊崇體制の構築を開始するのである。

『神宗實錄』は、元祐元年（一〇八六）一月に鄧溫伯と陸佃を修撰官、林希と曾肇を檢討官、蔡確を提舉として編纂が開始されたが

（續資治通鑑長編）卷三百六十五、以下『長編』）、司馬光、趙彥若、范祖禹、黃庭堅、呂大防などの舊法派が相次いで編修に加わり、六年（一〇九一）二月に奏御された（『長編』卷四百五十六）。編集の際、司馬光の『涑水紀聞』などから多く記事が採られたことにより、王安石及び新法派には批判的なものとなっていた。そこで、哲宗の親政にともなつて政權を掌握した蔡下らがその改訂をはかったのである。まず新法派の意を汲んだ諫官翟思が、元祐の『實錄』は「事迹を刊落し、美實を變亂し、外は姦人詆誣の辭に應じて」と上奏し、それを受けて曾布に重修の詔が下り、蔡下や林希を中心に改訂作業が開始された。この紹聖本は王安石の『熙寧日錄』をもとに、元祐本を増添、削去したもので、その内容は當然王安石に與したものであった。紹聖三年（一〇九六）十一月に改訂が完了すると（『宋史』哲宗本紀）<sup>(3)</sup>、元祐本は焼却され、その編修者であった趙彥若、范祖禹、黃庭堅らは謹責を受けている（『宋史』蔡下傳）。『宋史』蔡下傳は『日錄』を王安石自身焼却を命じたほどの失敗作であったと断じて、それによつて改訂を進めた蔡下を事實を隠蔽した者だと批判した。また陳瓘も紹聖本を「私史を尊び宗廟を壓うる者」として非難している（王明清『玉照新志』卷一）。しかし反対派からの批判があつたにせよ、蔡下が公的な史書から王安石に対する批判を消し去ることに成功したのは事實であり、こうして王安石尊崇體制構築の下地が造り上げられたのであった。

#### (二) 『三經新義』及び『字說』の盛行

王安石の『三經新義』及び『字說』の成立とその通行について筆者は以前考察したことがあるが、ここでは蔡下との關連に焦点を當てる

再検討していく。

『三經新義』は熙寧八年（一〇七五）六月、科舉のテキストとして學官に頒行され（『宋史』神宗本紀））、『字説』二十四卷は元豐年間に王安石の文字學の集大成として著された。『字説』は當初學官には頒行されていなかつたが、『宋史』王安石傳で「一時の學ぶ者は敢えて傳習せざる無し、主司<sup>もと</sup>純ら用いて以て士を取る」と述べられていて、當時の科舉受験者にとって必讀の書であり、『三經新義』と共に博く讀まれていたことは間違いない。

しかし舊法派が政權を掌握した元祐元年六月には「今より科場の程試、『字説』を引用するを得るなけれ」という詔が降された（『長編』卷三百七十九）。禁止の理由は『字説』が釋老説を引用しているという指摘がなされたからだが、後に蔡下は『字説』は「易と相い表裏する書であると、釋老の影響を否定したうえで、

元祐中、言う者は其れ釋老を揉雜し、穿鑿破碎にして、學ぶ者を聾瞽<sup>ろうご</sup>にすると指し、特に之を禁絶す。

（元祐中、言者指其揉雜釋老、穿鑿破碎、聾瞽學者、特禁絶之。）と述べ、「字説」禁止が舊法派の謀略によるものだと非難している（『郡齋讀書志』卷四・「字説」の條）。『字説』が釋老の影響を受けているか否かについては、『字説』が散佚してしまった今、明言することはできないが、現存している字義を検討すると釋老の影響があることは否めない<sup>(1)</sup>。しかし科場での釋老説の援引が禁じられた當時の狀況からすると、『字説』が釋老説を引用しているのを認めるることは王學擁護派にとって致命傷になる。そこで蔡下は『字説』が内包する危うさに氣づきながらも、王學を守るためにあえて『字説』と釋老が無關係だと強辨したと思われる。

## 王安石學派の興隆と衰退

元祐期には王學を科場から放逐する動きが續いたが、紹聖元年、哲宗の親政が始まると、舊法派は一掃され、政權は新法派の手に戻された。その過程で五月に詩賦が廢止され、六月には『字説』引用禁止が解かれた（『宋史』哲宗本紀）<sup>(2)</sup>。そして十月には國子司業の龔原の上奏により、『字説』を國子監で刊行することが認可され（『通鑑長編紀事本末』卷百三十）、『字説』は國家公認の書となつたのである。翌年の十一月にも龔原は再度『字説』を國子監で刊行することを上奏しているが（同右）、當時宰相だった章惇は「私には分からぬことなので、右丞（蔡下）に要請するように」と答えていた。これは『字説』の頒行が蔡下によって行われたことを暗にほのめかしており、ここから紹聖期に始まつた『三經新義』及び『字説』の盛行は蔡下の主導によるものと結論づけられるだろう。

また『長編』卷四百八十五、紹聖四年（一〇九七）の條にも以下の記事が載せられている。蔡下派の林自が「試驗官の陳瓘は史學に優れた者を全員及第させ、通經の士を不合格にし、我が王學を搖さぶろうとしております」と密告した。激怒した蔡下は陳瓘を陥れ、科舉において史學を禁絶してしまおうと計畫した。陳瓘はそれを事前に察知して、及第者の上位五人を全員通經及び王學派の者で固めると、蔡下は何も言えなくなつてしまつた。しかし實際、六位以下には史學の者が多數及第していたのである。この插話からも、當時蔡下が科舉における王學派の勢力擴大を企圖していたことが明らかとなろう。

### （二）王安石の孔子廟配享

蔡下は元符三年（一一〇〇）、陳瓘らの上奏により尚書左丞を辭し、地方官生活を餘儀なくされたが、徽宗が即位し、崇寧元年（一一〇二）

七月蔡京が右僕射となると、同年十月知樞密院として權力を再び掌握した（『宋史輔編年錄』卷十）。この時期彼は、王安石の孔子廟配享實現に腐心していたのだが、以下彼が王安石の孔子廟配享にどのように關與したのかを検證していく。

北宋時代において、孔子廟配享に關して二度の變革があつた。最初は元豐七年（一〇八四）の孟子の配享であり、二度目が崇寧三年（一〇四）の王安石の配享である。兩者の共通點はそれまで從祀の實績がないにもかかわらず突然配享され、しかもそれが新法派によつて實行されたことである。筆者は別稿で、兩者の配享は新法派が孔子から孟子、そして王安石に續く道統の構築をはかつたことにより實現したと論じたが、以下王安石の孔子廟配享について別の角度から考察してみたい。

王安石の孔子廟配享を傳える史料は左記の通りで、崇寧二年六月に王安石が顏回、孟子の次に置かれたことは確認できるが、その配享が誰によつて行われたのかは明らかにはされていない。

崇寧初（中略）又た詔するに王安石は孔子廟に配享し鄒國公の次に位すべし、と。  
（崇寧初、（中略）又詔王安石可配享孔子廟、位於鄒國公次。）  
（『宋史』禮志）

崇寧三年、又た文宣王廟に配食し、顏孟の次に列し、舒王に追封せらる。（崇寧三年、又配食文宣王廟、列于顏孟次、追封舒王。）  
（『宋史』王安石傳）

崇寧三年六月、王安石を以て孔子廟に配享し、位を鄒國公の次に設け、仍りて國子監をして其の像を圖かしめ、之を天下に頒せし（震嘗聞、太學博士陸龜升云、初制顏孟配享、左顏右孟。熙寧新經盛行、以王安石爲聖人、沒而躋之配享位顏子下。故左則顏子及

む。

（崇寧三年六月、以王安石配享孔子廟、設位於鄒國公次、仍令國子監圖其像、頌之天下。）（『文獻通考』學校考五）  
崇寧三年六月戊申、詔して荊國公王安石、孔子廟廷に配享せらる。（崇寧三年六月戊申、詔荊國公王安石、配享孔子廟廷。）  
（『通鑑長編紀事本末』卷百三十）

崇寧三年六月癸卯、詔して荊國公王安石、孔子廟廷に配享せらる。（崇寧三年六月癸卯、詔荊國公王安石、配享孔子廟廷。）  
（『皇宋十朝綱要』卷十六）

崇寧三年六月癸酉、王安石を以て孔子廟に配饗す。  
（崇寧三年六月癸酉、以王安石配饗孔子廟。）  
（『宋史』徽宗本紀）

南宋の黃震は王安石の配享に蔡下が深く關わつてゐたとして、次のように指摘する。  
震嘗て聞くに、太學博士陸龜升<sup>(3)</sup>云う、初め顏孟の配享を制するに、顏を左にし孟を右にする。熙寧新經盛行し、王安石を以て聖人と爲し、沒して之を配享に躋せて顏子の下に位せしむ。故に左は則ち顏子及び安石、右は則ち孟子たり。未だ幾ならずして、安石の女婿蔡下國に當たり、安石は當に孟子の下に在るべからずと謂い、安石を右に遷して顏子と對せしめ、孟子を移して第三に位せしめ、顏子の下に次し、遂に左に顏孟を列し、右に安石を列す。又た未だ幾ならずして、蔡下再び安石を升せて顏子を壓し、漸次にして先聖に代うるの張本と爲さんと欲す、と。

（震嘗聞、太學博士陸龜升云、初制顏孟配享、左顏右孟。熙寧新經盛行、以王安石爲聖人、沒而躋之配享位顏子下。故左則顏子及

安石、右則孟子。未幾安石女婿蔡下當國、謂安石不當在孟子下、遷安石於右、與顏子對、而移孟子位第三、次顏子之下、遂左列顏

孟、右列安石。又未幾、蔡下再欲升安石壓顏子、漸次而升爲代先  
聖張本。)

(『黃氏日抄』卷二十一)

陸氏の證言に基づいて、王安石の配享を圖示すると左の通りである。

⑤

①王安石配享以前

孔子1 孟子2

王安石1

孟子4

孔子1 王安石2 孟子4

顏回3

顏回3

(1～4の数字は位次)

つまり王安石が配享される以前は、廟内の塑像の位次は①であったが、王安石が配享されると②に変更され、蔡下の臺頭後は、③のように王安石は孟子の上位に升格された。陸氏はさらに、蔡下が王安石を④のように顔回の上位に置き、最終的には⑤のように最上位に置くことを畫策していたとも證言している。

蔡下は當時王安石尊體制の構築を目指しており、「三經新義」、「字說」の盛行を畫策したと同様に、配享を主導したとしても不思議ではない。彼は崇寧元年十月から四年正月まで知樞密院事に任命され、同じ時期左僕射であった兄の蔡京と共に政權中権におり、陸氏の指摘するような行動を起こすことは十分可能であった。これを傍證するものとして洪邁の『夷堅志』支乙卷四「優伶簾戲」が、王安石配享に蔡下が關與したこと述べているが、その概要是以下の通りである。<sup>13</sup>ある時優人が宮中で寸劇を演じた。劇中で、孔子が中央に坐り、顔回、孟子、王安石が側に侍していた。孔子が彼らに坐るように命じたので、

王安石は孟子に上座を譲ろうとしたが、彼は「私はただ公爵を賜ったにすぎず、あなたはとても尊いのですから、謙遜することはありますん」と辭退した。そこで顔回に譲ろうとしたが、彼も「わたくしは陋巷の匹夫で、何の功績もありません。あなたは明世の眞儒なのですから、辭退することはありますん」と断つた。結局安石は上座に押し出されたが、今度は孔子が逃げ出し、王安石も恐れ入って、場内は混亂の極みに達した。そのような中、子路が孔子の女婿である公治長の手をひいて「おまえは父（孔子）を全く助けていない。よその家の娘婿（蔡卞）を見習え」と叱りつけたという。これは蔡卞を非難することを意圖していた寸劇であった。

この插話は、王安石の孔子廟配享が、配享位次の秩序を亂した愚舉であることを批判するために書かれたものであろう。南宋の岳珂は「是れ當時の公議、小夫下俚と雖も、猶お惱<sup>こな</sup>しとせす」と述べて『桯史』卷十一）、蔡卞の強權發動に反発する聲があつたことを傳えており、魏了翁も一連の王安石顯彰は「實は下等の君を輕んずるの情」であり、そのため「臣は驕倨して坐視し、百官の氣鬱して、多士の心寒し。華夏より以來、此の悖倒の禮無し」という状態に陥つたと非難している（同右）。だがこれらの批判は、逆に當時王安石の孔子廟配享が蔡卞によって主導されたことを傍證しているともいえ、『字說』の頒行に續いて孔子廟配享においても蔡卞が主たる役割を果たしたとみて間違いないであろう。

## 一、秦檜時代における王安石尊崇體制の再構築

蔡卞は崇寧四年、兄との不和によって政權の座から退いたが、翌年三月王安石の「道義淵源の學」を深く會得していることにより、醴泉

觀使および侍讀を加えられた（『續資治通鑑長編拾補』卷二十一）。以上検證してきたようには、『寶錄』の改訂、『三經新義』及び『字說』の盛行、王安石の孔子廟配享において中心的な役割を果たし、その結果王學は「國學」として認定され、その國家的尊崇體制は北宋末まで維持された。

しかし北宋滅亡と南宋政權の樹立という時代の變革のなかで、王學の地位は急激に下落していく。その衰退に歯止めをかけたのが秦檜である。彼は趙鼎（一〇八五—一四七）らとの抗爭において、一貫して王學を擁護し王安石尊崇體制の護持をはかったのである。そこで本章では靖康から紹興年間の王學の盛衰を、楊時、趙鼎、秦檜の動向を通じて考證し、王學と秦檜との關わりを明らかにしてみたい。

### （一）靖康年間の王學批判

靖康元年（一一二六）、欽宗が即位して蔡京が失脚すると、王學排斥の動きが再び起り、『字說』は同年四月使用が再禁止される（『宋史』選舉志三）。續いて五月には程頤の弟子の楊時（一〇五二—一三五）により王安石の配享停止と『三經新義』の禁止が上奏されたのである。土田健次郎氏はこれを南宋初期における「道學の勢力擴大の契機」と述べているが、その上奏文の内容は以下の通りである。

蓋し京は神宗皇帝を繼述するを以て名と爲すも、實に王安石を挾みて以て其の身の利を圖り、故に安石を推尊し、加うるに王爵を以てし、孔子廟廷に配享す。而して京の爲す所自ら、安石の意を得たりと謂う。（中略）今日の禍を致す者は、實に安石以て之を啓くこと有るなり。臣謹んで按するに、安石は管商の術を挾み、六藝を飾りて以て姦言を文り、祖宗の法度を變亂す。（中略）則

ち安石の邪説の害は、豈に甚だしからざらんや。臣伏して睿斷を望むに、安石の學術の謬ちを正し、王爵を追奪し、中外に明詔して配享の像を毀去せんことを。淫辭をして學ぶ者の惑いと爲ざらしむれば、實に天下萬世の幸いなり。

(蓋京以繼述神宗皇帝爲名、實挾王安石以圖其身利、故推尊安石、加以王爵、配享孔子廟廷。而京所爲自謂得安石之意。(中略)致今日之禍者、實安石有以啓之。臣謹按安石挾管商之術、飾六藝以文姦言、變亂祖宗法度。(中略)則安石邪説之害、豈不甚哉。臣伏望睿斷、正安石學術之謬、追奪王爵、明詔中外毀去配享之像。使淫辭不爲學者之惑、實天下萬世之幸。)

(『龜山集』卷一「上欽宗皇帝」其七)王安石は著して邪説を爲り、以て學ぶ者の耳目を塗ぎ、蔡京の徒をして、以て輕費妄用するを得しむ。侈靡を極めて以て上に奉じ、幾んど社稷を危うくす。(中略)乞う、安石の配饗を奪い、邪説をして學ぶ者の惑いと爲す能わざらしめんことを。

(王安石著爲邪説、以塗學者耳目、使蔡京之徒、得以輕費妄用、極侈靡以奉上、幾危社稷。(中略)乞奪安石配饗、使邪説不能爲學者惑。)

この上奏を受けて、同月、王安石の配享が停止され從祀に降格された(『宋史』欽宗本紀及び禮志八)。外山軍治氏は「楊時は元祐黨籍に入られた程頤の門人である。そこで楊時は新法黨の首領王安石の地位を落として、新法黨に報復しようとしたのであろう」と指摘しているが、彼の上奏は個人的怨恨ではないかと思わせるほど辛辣さを極めていた。それに對して諫議大夫の馮澥らが卽座に反論している。

又た聞く、臣僚上言して安石の配享を罷めんことを乞い、而して安石の説を謂いて邪説と爲す。朝廷の言に従う者安石の配享を罷め、而して從祀に列せんことを請う。此れ固より公議の在る所にして、其れ誰か以て然らずと爲さん。言う者安石の説を以て邪説と爲すが若きは、則ち過ちなり。安石の經を釋するは、固より失無き能わざるなり。

(又聞、臣僚上言、乞罷安石配享、而謂安石之説爲邪説。朝廷從言者請罷安石配享、而列于從祀。此固公議所在、其誰以爲不然。若言者以安石之説爲邪説、則過矣。安石之釋經、固不能無失也。)

(『靖康要錄』卷六・五月十日の條)

さらに王學を學び、信奉していた太學諸生も楊時の上奏こそ邪説だとして反発し、集團で抗議活動を行った。その結果楊時は祭酒辭任に追い込まれ、彼が主張した『三經新義』禁止は結局施行されることはなかったのである。楊時は王學を完全に排斥できなかつたのは、その批判が過度に辛辣であつたこともあるが、外山氏の「靖康初年は舊法黨人擡頭の時期であるとはい、文字通り擡頭の時期に過ぎず、新舊兩法黨の勢力の交代が行われたものではない」という指摘の通り、靖康年間には王學を信奉する官僚及び學者が依然として多數存在し、王安石に対する批判が封じ込められていたことが第一の要因として擧げられるだろう。

(二) 趙鼎の登用と『實錄』再改訂

北宋が滅<sup>16</sup>し、高宗が卽位すると、元祐の舊に復するかのように、建炎二年(一一二二)科舉において詩賦が再復活し(『宋史』選舉志二)，おらに「經義は當に古注を用うべし、専ら王氏の説を取らす」

と定められた（『要錄』卷十五）。そして紹興年間にいると「元祐黨籍

系官僚の復權と權力への再結集」が計られ、「蔡京—王安石にかかわる一切の人物群の排斥が強く要求」されたのだった。この時代の流れを象徴したのが趙鼎である。彼は解州聞喜（山西省）の人で、崇寧五年（一一〇六）の進士に及第し（『宋史』趙鼎傳）、紹興四年（一一三四）三月には參知政事に任命されている（『宋宰輔編年錄』卷十五）。趙氏は舊法派の邵伯溫の弟子であり、司馬光の高弟であった范祖禹の子、范沖と親交を結び、それを通して司馬光や程頤の思想と接しており、權力を掌握すると、『小元祐』と稱された舊法・元祐系士人の起用と新法系—蔡京專制關係者の排斥を熱心に行つた。<sup>(2)</sup> その手始めとして紹興四年（一一三四）八月、高宗の「安石は今に至りても猶お王に封ぜらる。豈に尙お王爵を存すべんや」の言をきつかけにして、王安石の爵號が追奪されている（『要錄』卷七十九）。

さらに舊法派にとって懸案の『神宗實錄』、『哲宗實錄』の改訂が趙鼎の主導のもとに實施された。<sup>(3)</sup> 『哲宗實錄』とは前錄一百卷、後錄九十四卷、蔡京によって大觀四年（一一一〇）に上奏された史書で、その内容は『神宗實錄』と同じく新法派に與しており、舊法派にとつては改訂を要するものであった。紹興四年三月、高宗は「神宗と哲宗兩朝の實錄は、史事に偽りが多く、後世に傳える價值もなく、再改訂しなければならない。『唐鑑』を著した范祖禹には范沖という子がおり、すでに招聘しているが、一刻も早く來させて、編纂を兼務させよ」との命令を下し、兩實錄の改訂が開始された。當初編纂者の選定に際し、范祖禹が新法派によつて失脚させられたことが問題視されたが、高宗の斷により、結局趙鼎の監修下、范沖を中心に改訂作業は進められ、『神宗實錄』は紹興六年（一一三六）、『哲宗實錄』は紹興八年（一一三〇）には妻と共に中國に歸還してきた。『宋史』本傳によれば、

三八) に完成を見たのである。

近藤一成氏の考證によると、この編纂活動に關與した者二十一人中、伊川の學統上にある者は八人を占め、その中には張九成など楊時門下が五人もいた。<sup>(2)</sup> 嘗時道學は王學と拮抗する一大勢力として伸張しており、その信奉者によつて王學の排除が進められたのである。例えば紹興五年（一一三五）三月、楊時の門弟の王居正が高宗の面前で、王安石の過失を七つ列舉し、激しく攻撃した事が一例として挙げられる。王居正はさらに『三經辨學』を獻上して、『三經新義』の缺陷を指摘し、高宗にその全面禁止を迫つたが、結局實現を見ることはなかつた（以上『要錄』卷八十七）。しかし當時道學を學んだ士大夫が政權中樞に陸續と登用されており、のちに王學擁護派の秦檜と對立していくことになるのである。

### (二) 秦檜專制時代の王學

前節では、趙鼎時代における舊法派の復權と道學の伸張を考察してきたが、紹興八年、趙鼎が辭任し、代わつて秦檜が政權を擔なつてから、その流れが反轉して、王學の復權がはかられるようになる。

まず最初に秦檜が宰相となるまでの足跡を『宋史』蔡珪傳などによつてたどつてみる。秦檜は王安石と縁が深い江寧（南京市）出身で、王安石の片腕であった王珪の孫娘と婚姻し、蔡京によつて施行された「天下二舍法」によつて政和五年（一一一五）政界に登場している。<sup>(2)</sup> つまり秦檜は青年期から王安石及び新法派と深い關わりを持つていたのであって、一連の王學擁護が一過性のものでなかつた證左になろう。秦檜は靖康元年、北宋を滅ぼした金軍に拘留されたが、建炎四年（一一三〇）には妻と共に中國に歸還してきた。『宋史』本傳によれば、

高宗は「檜の朴忠は人に過ぎ、朕は之を得て喜び寐ねず」とその歸國を喜び、翌紹興元年八月右僕射に任命した。『宋史』は秦檜の歸國に疑惑の目を向けているが、當時金に對して確たる方針を出せなかつた高宗にとって、秦檜は頼もしい存在だったに違いない。その後、一年ほどで宰相を辭任し、數年間中央から遠ざけられたが、七年正月には樞密使として中央政界に復歸した。實はこの年から『徽宗實錄』<sup>(1)</sup>の編纂が開始され、十一年（一一四一）に六十卷分のみ完成している。秦檜がこの編纂にどの程度關與していたかは今一つ明らかではないが、史官が秦檜から編纂作業を度々干渉されていること、前代の實錄が、その時々の權力闘争を利用して改訂されていることなどから考え合わせると、その可能性は高いと言わなければならぬ。秦檜は八年に右僕射、十一年には左僕射に就任し、主戰派の反対を押し切つて金と二度和議を結び、紹興二十五年（一一五五）に沒するまで、政權の中樞で權勢を振るつたのである。

さて秦檜執政期における王學評價の變遷を考證してみると、注目すべき事實に氣づく。高宗は當初、新法は無論、王學に對しても批判的であった。例えば紹興五年、高宗は、

安石の學は、難うるに伯道を以てし、商鞅の富國強兵を取る。今日の禍、人徒だ蔡京、王黼の罪を知るのみにして、天下の亂、安石より生ずるを知らず。

（安石之學、難以伯道、取商鞅富國強兵。今日之禍、人徒知蔡京、王黼之罪、而不知天下之亂生於安石。）（『要錄』卷八十七）

と述べ、王學を法家思想に連なるものとして批判した。また紹興十二年（一一四二）六月には、『三經新義』の專行を求める上奏に對して、六經の世務を<sup>(2)</sup>經む所以の者は、其の言皆な天下の公なるを以て

なり。若し私意を以て妄りに説かば、豈に能く世を經めんや。王安石の學は博しと雖も、多く穿鑿するに私意を以てす。用うべからず。（六經所以經世務者、以其言皆天下之公也。若以私意妄説、豈能經世乎。王安石學雖博而多穿鑿以私意。不可用。）

と答え、王學は「私意」で經書解釋していると批判し、『三經新義』の科舉での使用を認めていない。<sup>(3)</sup>しかし、紹興十四年（一一四四）三月、高宗は、「王安石、程頤の學、各おの長ずる所有り。學ぶ者當に其の長ずる所を取るべし」と、從來の禁止から一轉して王學と道學との併用を認め、王學に對する態度を軟化させている（『要錄』卷百五十一）。そして秦檜の死去直後の紹興二十六年（一一五六）、祕書正字の葉謙亨が、

向に朝論は、専ら程頤の學を尚び、説を立つるに稍や異なる者有るも皆な選に在らず。前日の大臣は則ち陰かに王安石を佑け、其の説を取るに稍や道學に涉る者は一切捨棄す。（中略）其の孔孟に合する者を取り、其の孔孟に合せざる者を去れば、以て學を爲すべし。（中略）願わくは有司に詔して、精しく擇び博く取り、一家の説に拘われざらしめんことを。

（向者朝論尙程頤之學、有立説稍異者皆不在選。前日大臣則陰佑王安石而取其説稍涉道學者一切捨棄。（中略）取其合於孔孟者、去其不合於孔孟者、可以爲學矣。（中略）願詔有司、精擇而博取、不拘一家之説。）（『要錄』卷百七十三）

と、王學と道學の併用を建議したのに對して、高宗は「趙鼎は程頤を主とし、秦檜は安石を尚ぶ。誠に偏曲たり」と答えた上でそれを許可

したのであった。

高宗の王學に對する評價の變化を辿ると、王學を批判しての禁止から、王學、道學の雙方を評價しての併用許可に變わり、そして最後は兩學派どちらも「偏曲」していることを指摘しつつ、改めて併用を認めている。この變遷については、やはり劇的變化をみせた紹興十四年

が重要であろう。寺地邊氏によれば、この年は秦檜專制の一階段を畫する時期であって、宰執制が形骸化し、思想・言論統制が強化され、「密告・告訐がらみの政敵の再竄が一方的に實施され、秦檜政治の暴力性、恐怖政治的要素は一層強められ」始めた。<sup>(3)</sup>おそらくこの時期の高宗の王學・道學併用認可は、反秦檜派の官僚を排斥し、道學彈壓を推進していく秦檜との摩擦を回避しようとした高宗なりの政治的判断だつたのではないだろうか。<sup>(4)</sup>もちろんこの發言は反王學の立場をとつていた皇帝が王學を認めたとも解釋でき、科場での道學の排斥に邁進していた秦檜にとっても都合のよいものだったに違いない。はたして反王學の動きは一時停滞を餘儀なくされ、結局、高宗の治世では王安石の孔子廟從祀及び『三經新義』の使用は停止されず、王學は命脈を保つことになる。

さてここまで秦檜時代における王學の復權について見てきたわけだが、では秦檜がどれほど王學の精髓に通じていたのだろうか。土田氏は、秦檜は本來明確な思想的立場をもたぬ實務官僚であり、彼の王學支持とは、反王學を標榜した道學に対する敵對、つまり反「反王學」であったと推論している。秦檜が道學を敵視していたことは、金との和議をめぐって楊時の弟子の呂本中や張九成と對立していたことや『宋史』姦臣傳三)、道學を専門の陋儒と稱したことからも確認できる(『要錄』卷百五十一)。一方、秦檜が王學を支持していたことを示

す史料として、李心傳『道命錄』卷四に「趙忠簡(鼎)去りし後、檜更に荊公の學を主とす」とある。しかし續けて「然るに檜は但だ伊川を知らざるに非ずして、亦た初めより荊公を知らざるなり」と述べられており、李心傳は秦檜が王安石を主としていたと認めながら、結局秦檜は王學の精髓を得ていなかつたと結論づけている。

葉謙亨が秦檜は「陰かに」王安石を支持していたというように『要錄』(卷百七十三)、『要錄』を通覽しても秦檜が王學と深く關與していたことを明確に示す記述は見あたらない。しかし紹興十四年九月に交わされた『春秋』の解釋統一についての、高宗と秦檜との問答を検討してみると、必ずしも秦檜が政治的思惑だけから表面的に王學を支持していたのではないことが明らかとなろう。

秦檜曰く、解經は一説を執るべからず。王安石は人に己の説に從うことを要む、故に學ぶ者に譏議せらる。蓋し道は猶お海のごときなり。得る所の淺深に隨いて同じからざるのみ。上曰く、説は同じからずと雖も、必ず歸する所有り。檜曰く、四瀆の廣きも、同に海に歸するなり。

(秦檜曰、解經不可執一説。王安石要人從己説、故爲學者譏議。蓋道猶海也。隨所得之淺深不同耳。上曰、説雖不同、必有所歸。檜曰、四瀆之廣、同歸於海也。) (『要錄』卷百五十二)

秦檜は、王安石が批判されたのは他人に自説を強要したためだとしつつも、王學自體は萬物が回歸する道に到達する一手段として價値あるものだと婉曲的に説いている。ここから秦檜は王學を單なる政治的方便ではなく、深遠な道に到達可能な學問と見ていたことが分かる。そしてその思想は短期間に理會したものではなく、前述したように青年期に王學の洗禮を受けたことに起因するものとみてよいであろう。

## おわりに

以上、蔡下と秦檜の王學繼承に果たした役割を述べてきたが、ここで北宋末から南宋初に至る王學の盛衰を二人の言動と關連づけてまとめてみる。神宗時代に確立した王學は、「三經新義」頒行などによりその勢力を擴大させていった。次の元祐時代には、舊法派の復權により一旦その勢力は衰えるが、哲宗の親政が開始されると、蔡下を主とする新法派が巻き返しに轉じ、王安石尊崇體制が着々と構築されていく。蔡下は『神宗實錄』を改訂して、王安石の治績を顯彰するとともに、「三經新義」及び「字說」を科舉に導入して、王學シンバの士大夫を増加させ、さらに孔子廟配享實現によって、王安石を孔孟の繼承者として稱揚したのである。彼は王安石の女婿として、直接指導を仰ぎ、哲宗から蔡京を凌ぐと評されたほど學才があった<sup>(3)</sup>。そのため王安石尊崇體制が用意周到に遂行されたのである。次の徽宗時代も依然として王學派が重きをなしていたが、蔡京の失政と金の攻撃により皇帝が代わると、王學排斥の聲が再びあがり、孔子廟配享は停止され、從祀に降格された。しかし當時はまだ王學信奉者が多數を占めていたため、結局王學にとって致命傷とはならなかった。南宋に入ると舊法派の復權と道學の勢力擴大によって、王學は一時期衰えたが、秦檜が登場し、再配享こそ實現しなかったものの、「實錄」編纂に干渉し、「三經新義」の併用を皇帝に認めさせて、道學の伸張を殺ぎ、王學の衰退に歯止めをかけたのだった。これによって王學は、王安石の孔子廟從祀が廢止された理宗の淳祐元年（一一四一）まで、思想・學術界において一定の勢力を保つこととなつたのである。

しかし南宋時代全體を通して見た場合、國家的王安石尊崇體制の構

築だけでは、結果的に王學の衰退をくい止めることはできなかつた。ここで考えなければならないのは、彼らが王安石の思想自體を繼承し、發展させたのかという點である。全祖望が指摘するように、蔡下は王安石の詩經學を繼承し、「詩學名物解」「二十卷の著作を持つてはいたが、力量不足からか、學派の中核となつてそれ全體を主導することはなかつた。秦檜に至つては、王學を支持し、對立者を抑える策を講ずることはできても、王安石の思想體系自體を繼承、發展させることは不可能だつたのである。それに對して道學は南宋初期にその社會的地位を格段に向上させ、後に朱熹（一一三〇—一二〇〇）や呂祖謙（一一三七—一一八一）、張栻（一一三三—一一八〇）などといつた優れた道學者が登場したことと相俟つて、最終的に思想・學術界のヘゴモニーを握り、王學の全面復權を阻んだのである。このように蔡下、秦檜が王學顯彰に果たした役割は限定的なものであつて、それぞれ王學の一部しか繼承しなかつたと言えるかもしだれない。しかし本稿で試みたように、兩者の王學尊崇體制構築の過程を明らかにすることは、南宋思想史における王學の興隆と衰退を明らかにする上で看過できない意義を持つと思われる。

### 注

（1）王安石の配享については、程元敏氏の「王安石雱父子享祀廟庭考」

（2）「三經新義輯考彙評（一）—尚書」國立編譯館、一九八六）、「三經新義」の流傳については「三經新義與字說科場顯微錄」（同右）が最も詳細であり、關係資料検索の際多くを参考した。

れており参考になる。しかしここでは、王學の外郭構築に果たした蔡下、秦檜の役割を中心にして論を展開していく。

(3) 以下の記述は晁公武『郡齋讀書志』卷六、陳振孫『直齋書錄解題』卷四、清・蔡上翔『王荊公年譜考略』卷二十五によった。なお『神宗實錄』改訂については、平田茂樹『哲宗實錄』編纂始末考』(『宋代の規範と習俗』汲古書院、一九九五)にその縦縛がまとめられている。

(4) 井澤耕一「王安石の孔子廟配享と『三經新義』に関する一考察——王學の興隆と衰退」(『關西大學中國文學會紀要』一三、一〇〇一) 参照。なお王安石の『三經新義』の成立については、吾妻重一「王安石『周官新義』の考察」(『中國古代禮制研究』一九九五)に詳述されている。

(5) 『字說』の成書年代について、南宋・詹大和『王荊文公年譜』、清・顧棟高『王荊國公年譜』、程元敏『三經新義與字說科場顯微錄』、胡雙寶「王安石『字說』輯佚」(『古籍整理與研究』一九八七)は元豐五年としているが、『王荊公年譜考略』、李德身『王安石詩文繫年』(陝西人民教育出版社、一九八七)は元豐三年としている。

(6) 井澤耕一「王安石鐘山隱棲考—信仰・著述・交遊からみた王安石の晩年—」(『中國思想における身體・自然・信仰—坂出祥伸先生退休記念論集』東方書店、一〇〇四) 參照。

(7) 荒木敏一『宋代科舉制度研究』(同朋舎、一九六九)第六章「北宋末南宋初期の科場と佛教」によると、北宋・哲宗から南宋・孝宗までの間、科舉における佛教引用の禁令が四度も出されている。

(8) 楊晉龍氏の指摘によると、蔡卞は『詩學名物解』卷二十を著すにあたって、陸佃(一〇四一—一〇二)の『埤雅』を多數引用したが、その際文中の『字說』の文字を故意に刪去している(一〇〇一年一月一〇日臺北で開催された宋代經學國際研討會での發表より)。このことから蔡卞は『字說』が釋老説を援引し、それが反對者から攻撃されるであろう事に早くから氣付いていたと考えられる。なお楊氏の發表原稿は小島毅

氏から提供を受けた。『詩學名物解』は『通志堂經解』『四庫全書』に『毛詩名物解』二十卷として收録されている。

(9) 予厚曰、「某所不曉、此事請白右丞」(周憲『清波雜志』卷十「三經義」)。『宋宰輔編年錄』卷十によると、蔡卞が尚書右丞になったのは紹聖二年の十月であり、章惇の「右丞に要請するように」という回答は時期的にぴたりと符合する。

(10) 紹聖期からの『字說』の盛行とともに、その注釋書が多數出版されている。それは『郡齋讀書志』卷四、陸游『老學庵筆記』卷二に、唐耜『字說解』、韓兼『字說解』、劉全美『字說偏旁音釋』、『字說疊解備檢』や、太學諸生の編になる『字說音訓』などが著録されていることからも明らかである。

(11) 注(4)所掲の拙稿参照。

(12) 配享の日付の齟齬について、程元敏氏は「王安石父子享祀廟庭考」三八二頁で「一旦は『資治通鑑長編紀事本末』に従う」と述べているが、確たる證據を提示していない。史料としては『皇宋十朝綱要』が南宋中期のものとして先行するが、その日付が正しいか否かはここでは斷言しかねる。

(13) 陸龜升については未詳。ただし元・陶宗儀『輟耕錄』卷二十七引用の同文では「太學博士陸鵬舉」となっており、筆者は陸龜升は陸鵬升(一〇七一—一七三)の誤りではないかと推測する。陸龜升の傳は「陸太博墓誌銘」(『黃氏日抄』卷九十七)に詳しく、そこには陸氏が太學博士に任命されたこと、また黃氏が咸淳七年(一二七一)、知撫州に就任した折り、しばしば陸氏の廬を訪ね教えを乞ったことが記されている。

(14) 優人設孔子正坐、顏孟與安石侍側(孔子命之坐、安石揖孟子居上)、孟辭曰、「天下達道、爵居其一、軻僅蒙公爵、相公貴於眞王、何必謙乎如此」。遂揖顏子曰、「回也陋巷匹夫、平生無分毫事業、公爲明世眞儒、位地有聞、辭之過矣」。安石遂處其上、夫子不能安席、亦避位起、安石惶

懼、拱手云不敢。往復未決。子路在外、（中略）挽公治長臂而出。（中略）

乃責數之曰、「汝全不救護丈人、看取別人女婿」。其意以譏蔡卞也。

(15) 土田健次郎「道學の形成」（創文社、一〇〇一）四二七頁。楊時の王安石批判についての論考は、同右第七章第二節「楊時の立場」のほか、

近藤正則「朱子の王安石批判のモチーフをめぐって」（『東洋研究』一一九、一九九八）がある。

(16) 外山軍治「靖康の變における新舊兩法黨の勢力關係」（『金朝史研究』同朋舎、一九六四）の六二一頁参照。

(17) 『宋史』選舉志三所載の記事によれば、御史中丞の陳過庭は「祭酒楊時矯枉太過」として楊時の王學批判を辛辣すぎると非難している。

(18) 注(16)所掲外山論文、六二三頁参照。

(19) 寺地邊「南宋初期政治史研究」（溪水社、一九八八）一〇九頁参照。

(20) 趙鼎集團の性格については前注寺地論考の一一二、一二四頁で詳述されている。

(21) 以下の記述は、『郡齋讀書志』卷六、『直齋書錄解題』卷四、『王荊公年譜考略』卷二十五によった。なお南宋期の『神宗實錄』及び『哲宗實錄』改訂については、注(3)所掲平田論文、近藤一成「南宋初期の王安石評價について」（『東洋史研究』三八一、一九七九）にその経緯がまとめられている。

(22) 注(21)所掲近藤一成論文、三八頁。

(23) 秦檜の事績に關する論著としては、庄司莊「秦檜について」（『甲南大學文學會論集』七、一九五八）、衣川強「秦檜の講和政策をめぐって」

（『東方學報・京都』四五、一九七三）、注(19)所掲寺地論考の第一部「秦檜專制體制の構成と變遷」、寺地邊「專制期秦檜勢力の構成と特質」（『中國社會史の諸相』勁草書房、一九八八）、C. Hartman「一個邪惡形象的塑像—秦檜與道學」（H. C. Tillman『宋代思想史論』社會科學文獻出版社、一〇〇三）がある。

(24) 王安石の兩親の墓は江寧の鍾山にあり、王安石自身晩年を江寧で過ごしている。詳細は注(6)所掲の拙稿を参照。

(25) 注(23)所掲Hartman論文、五八〇頁参照。

(26) 注(23)所掲衣川論文の「一、北宋における秦檜」参照。

(27) 『徽宗實錄』の編纂については「直齋書錄解題」卷四参照。

(28) 紹興十七年（一一四七）實錄院修撰であった錢周才が實錄の編纂が困難であることを公言したために辭職させられている（『要錄』卷百五十六）。

(29) 程元敏氏は「三經新義與字說科場顯微錄」三五八頁で、引用文を「王安石の學は博しと雖も、多く穿鑿す。私意を以て用うるべからず」と讀んで、高宗は「三經新義」の使用を禁止しているのではなく、その使用者に注意を促しているだけだと解釋しているが、やはり筆者のように讀んで、高宗が反王學の立場にいたと考えるのが妥當であろう。

(30) 注(19)所掲寺地論考、三二三、三二六頁。秦檜は紹興十四年四月に野史の禁止を上奏して、政敵の抑壓をはかっている（『要錄』卷百五十一）。秦檜の言論彈壓の事例は、黃寬重「秦檜與文字獄」（『宋史叢論』新文豐出版公司、一九九三）、王曾瑜「紹興文字獄」（『岳飛和南宋前期政治與軍事研究』河南大學出版社、一〇〇一）に詳述されている。

(31) 紹興十四年から秦檜が病死した二十五年まで、科場から道學の排除を要請する上奏文が反道學者によって度々出されており、李心傳『道命錄』卷四に收録されている。

(32) 注(15)所掲土田論考、五三一頁。

(33) (曾)布曰、「然用京不若用下」。上曰「不同、不同」。布曰「誠如聖諭、本讀書異義理、誠與京不同」。上又曰「不同、不同」。《長編》卷四百九十九、元符元年（一一〇九八）の條。

(34) 全祖望は「陳用之論語解序」（『結崎亭集外編』卷一十三）で「荊公の六藝の學、各おの傳うる者有り、之を諸家の著録中に考うるに、耿南仲、

龔原の易、陸佃の尙書、爾雅、蔡卞の詩、王昭禹、鄭宗顏の周禮、馬希孟、方懲、陸佃の禮記、許允正の孟子、其の淵源は眞に有り（以下略）」と述べ、蔡卞を王安石詩經學の繼承者と認定している。

〔附記〕本稿は一〇〇三年一〇月五日、筑波大學で開催された日本中國學會第五十五回大會の第一部會（哲學・思想）における口頭發表をもとにまとめたものである。なお本稿校正中、北宋末から南宋初期の學術界の動向を道學側から検討した、市來津由彦「徽宗時代の儒教を考える」（『アジア遊學』六四、勉誠出版、一〇〇四）が發表された。